

市議第1号

各務原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び各務原市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

平成29年3月8日提出

提出者	各務原市議会議員	川嶋 一生
賛成者	〃	大竹 大輔
賛成者	〃	坂澤 博光
賛成者	〃	波多野こうめ
賛成者	〃	横山 富士雄
賛成者	〃	池戸 一成
賛成者	〃	川瀬 勝秀

提案理由

議会運営委員会の委員の定数を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議長 様

各務原市議会委員会条例の一部を改正する条例

各務原市議会委員会条例（昭和46年条例第9号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「6人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。